

銃刀法 11 条 1 項 1 号に基づくライフル銃所持の許可に係る取消処分が裁量権の逸脱・濫用に当たり違法であるとされた事例

【文献種別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和 8 年 3 月 27 日

【事件番号】 令和 7 年（行ヒ）第 25 号

【事件名】 行政処分取消請求事件

【裁判結果】 破棄自判

【参照法令】 銃砲刀剣類所持等取締法 10 条 2 項・11 条 1 項 1 号、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 38 条 3 項

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25574887

名古屋大学准教授 矢島聖也

事実の概要

X（原告・被控訴人・上诉人）は、北海道公安委員会から銃砲刀剣類所持等取締法（令和 3 年改正前のもの。以下「銃刀法」）4 条による許可（以下「本件許可」）を受けて、本件ライフル銃を所持していた。また、X は、北海道猟友会砂川支部の支部長であるとともに、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（令和 3 年改正前のもの。以下「特措法」）9 条 1 項に基づき砂川市が設置する鳥獣被害対策実施隊の隊員を務めていた。

X は、平成 30 年 8 月 21 日、ヒグマ目撃の報を受けた砂川市の A 職員からの要請を受けて、現場に赴いた。X は、目撃された本件ヒグマが子熊であるため逃がすことを提案したが、同地区では 3 日連続でヒグマが出没し、住民も不安を感じて駆除を切望していることから、A 職員が駆除を依頼した。X は、本件ヒグマを駆除することとし、本件ライフル銃を用いて弾丸 1 発を発射して（以下「本件発射行為」）、本件ヒグマに命中させた。

本件ライフル銃を発射した地点（以下「本件発射地点」）から北北東は、平坦な地面が続いた後、高低差 8m 程度の上り勾配の斜面（以下「本件斜面」）となっており、本件ヒグマは、本件発射地点から北北東方向 18m 前後の距離にある本件斜面の中ほどにいた。本件斜面には草木が繁茂し、背後の見通しは悪く、そのさらに北側には市道（以下「本件市道」）を挟んで本件建物等が位置していた。また、本件発射行為の際、A 職員と B 警察官は避

難誘導に当たるため、本件建物付近の本件市道上にあり、同隊の C 隊員は本件ヒグマがいた位置から本件市道側にいた。原審の認定によれば、本件発射行為による弾丸は、本件ヒグマを貫通し、C 隊員の持つ猟銃の銃床に命中した。

北海道公安委員会は、X が「弾丸の到達するおそれのある建物に向かって」、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（令和 7 年改正前のもの。以下「鳥獣保護管理法」）によらない銃猟をしたものであり、銃刀法 10 条 2 項に違反し、同法 11 条 1 項 1 号に該当するとして、本件許可を取り消す旨の本件処分をした。X は、Y（北海道一被告・控訴人・被上诉人）を被告として、本件処分の取消訴訟を提起した。

第一審（札幌地判令 3・12・17 判タ 1495 号 158 頁）は、X の請求を認容した。原審（札幌高判令 6・10・18 判タ 1537 号 38 頁）は、第一審とは異なる事実認定の下で、本件処分に係る行政庁の判断に裁量権の逸脱・濫用はないとして、X の請求を棄却した。X が上告および上告受理申立てをした。

判決の要旨

1 銃刀法 11 条 1 項 1 号は「『都道府県公安委員会は…その許可を取り消すことができる』と規定しているところ、上記処分をするか否かの判断に際しては、違反の態様、程度やこれが社会に及ぼす影響といった諸事情を、銃砲の使用等に関する危害の予防（同法 1 条）等の観点から、銃砲に関する専門的知識も踏まえて総合的に勘案す

る必要がある。したがって、上記の判断は都道府県公安委員会の裁量に委ねられており、上記処分は裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合に違法となる。」

2 銃刀法は、銃砲等の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制について定め、「同法10条2項は、鳥獣保護管理法の規定により銃猟をするなどの場合を除いては、銃砲を発射してはならないとしているところ、同法38条3項は、弾丸の到達するおそれのある人、建物等に向かって銃猟をすること自体を禁止している。これらの規定は、銃砲の使用等によって人の生命、身体又は財産に対する危害が生ずることの防止を重視する趣旨に出たものというべきであり、このことは本件発射行為を理由とする処分の適否を検討するに当たって十分に考慮されるべきである。」

「その一方で、人の生命、身体等に対する危害を防止するために銃砲の使用が求められる場合がある。特措法は、このような場合の一つについて規定するものである。」同法は、「各地の鳥獣被害対策実施隊員が公務員としてする鳥獣による被害の防止のための活動に財政的な支援をすることなどによって、同活動を通じて住民……等の生命、身体、財産又は生活環境に係る被害の防止を図る趣旨に出たものと解される。」そうすると、「本件発射行為が市の鳥獣被害対策実施隊員であったXに対する出動の要請を契機として行われたものであることに照らし、上記取消しをすることが上記特措法の趣旨に沿わない事態を招くおそれを生じさせる場合には、そのことを上記取消しに係る判断において事情として考慮することができる。」

3 本件発射行為の際の周囲の状況等によれば、本件発射行為は、周辺の建物やC隊員、A職員およびB警察官を危険にさらし、C隊員の財産に具体的な被害を生じさせた。そして、本件発射行為の態様や一般社団法人大日本猟友会発行の『狩猟読本』「に示された知見にも照らせば、Xは、本件発射行為に際し、安土の確保等に関する基本的な判断を誤った可能性も否定できない。」しかし、Xは、市から出動の要請を受けて甲地区に赴き、一旦はヒグマを逃がすことを提案したものの、A職員から駆除を依頼され、A職員およびB警察官により付近の住民に対して避難誘導がされる中で本件発射行為に及んだ。「このような経緯に照らせば、本件発射行為は、非常勤の公務員によ

て、上記地区の周辺住民等の生命、身体、財産及び生活環境の保護に資するという重要な意義を有する活動の一環として行われたものということができ」る。加えて、「Xは、周辺住民等のために本件ヒグマを駆除することを期待され、付近の住民の安全確保のための措置がとられる一方で自らは本件ヒグマに18m前後という近距離で対峙するという緊迫した状況において、本件発射行為に係る判断を求められ、ハンターとしての知見や経験を踏まえて短時間のうちに本件発射行為に至った」。そして、本件発射行為によりC隊員が死傷したわけでもないことに鑑みれば、「Xが個人として受けている本件許可を取り消すことは、Xに酷な面があるのみならず、鳥獣被害対策実施隊員が有害鳥獣の捕獲等の活動を行うことや、さらには民間人が同隊員に任命されること自体をちゅうちょさせるなど、周辺住民等の利益の保護に資する同隊員の職務の遂行に萎縮的な影響を及ぼし、ひいては、上記特措法の趣旨に沿わない事態を招くおそれを生じさせるものと考えられる。」

4 「以上によれば、本件発射行為を理由として本件許可を取り消すべきとした北海道公安委員会の判断は、重きに失するものとして社会観念上著しく妥当を欠き、本件処分は裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したのものとして違法というべきである。」

なお、裁判官林道晴、同平木正洋の各補足意見、裁判官渡辺恵理子の意見がある。

判例の解説

一 はじめに

本件は、自治体からの要請に基づいて活動するハンターらの地位に大きな不安をもたらし、北海道猟友会が、特に原審判決を契機として、自治体からの出動要請に対する各支部による拒否を「尊重する」という方針を採るに至ったり¹⁾、鳥獣保護管理法の緊急猟銃制度導入にも影響を与えた等²⁾、社会的なセンセーションを巻き起こした事件である。本判決は、本件について最高裁が判断を示したものとして社会的にも注目される。

二 本件処分に係る裁量の有無

1 銃刀法11条1項1号の要件該当性

本件処分につき、①Xが鳥獣保護管理法38条

3項に違反したことが、銃刀法10条2項の禁止行為に該当し、同法11条1項1号の要件に該当するかが問題となるが、本判決は、もっぱら②同項の効果に係る部分しか判断を示していない。①の審査を省くことが適切であったかは疑問が残るが、判旨3から推察するに、本判決は、原審の認定事実の下では要件充足を自明のものと考えたか、この間の議論動向も踏まえ（林裁判官補足意見参照）、①を俎上に載せるよりも、より違法性を説明しやすく、結論の納得感も得られやすい②に焦点を絞る方が有益と考えた可能性はある³⁾。

2 効果裁量について

②について、銃刀法11条1項の文言上、現場の都道府県公安委員会（以下「公安委」）に処分を行うか否かの判断余地が残されている。また、銃刀法10条の9第1項は、①に加えて、同法4条の許可を受けた者が銃砲等の「適正な取扱を行っている」場合には、公安委が「危害予防上必要な措置を執るべきこと」を指示する余地も認めており、許可を取り消す必要までではないが、行政指導では危害予防の目的を達し難いときにその行使が想定される⁴⁾。このように、Xの本件発射行為に対して公安委が採りうる措置には幅があるが、立法者はその基準を具体的に示していない。

銃刀法11条1項の判断余地につき、判旨1は、①「違反の態様、程度やこれが社会に及ぼす影響といった諸事情を……総合的に勘案する必要がある」こと、これが②「銃砲の使用等に関する危害の予防（同法1条）等の観点から」、③「銃砲に関する専門的知識も踏まえて」判断されるべきことから、公安委に効果裁量を認めたものと解する。換言すれば、上記判断の特徴は、(②銃刀法の目的等の観点からの)④違反行為に係る諸事情の総合的考慮⁵⁾とそこに内在する⑤専門性に見出され、このような判断は公安委でなければ適切に行えないことが、効果裁量を認める根拠と考えられる。

ここでいう⑤「専門的知識」がいかなるものであるかはやや不明確であるが、判旨3に照らせば、安土（弾止め）の確保等の銃砲の取扱上の留意点等をいうものと考えられ、それは一般に広い裁量を導く「専門技術性」とはやや性格が異なるように思われる⁶⁾。判旨1は、行政庁の専門的判断を一応尊重するように読めるが、判旨2・3では、比較的密度の高い審査を行っており、上記の専門性への言及が広い裁量を認める趣旨とは考え

難い。また、過去の裁判例とは異なり、本判決は、取消処分にする判断につき、「予測的」判断⁷⁾や「政策的判断」⁸⁾という性格付けを行っていないことから、やはり公安委の裁量を狭く捉えたものと理解することができる⁹⁾。猟師のように社会通念に反しない職業の者が銃砲を所持することには、憲法による保護が及びうることに加え¹⁰⁾、本件処分が公共の安全確保を目的とする警察処分であることに鑑みても¹¹⁾、裁量を広く認めることは困難であろう。

三 効果裁量の司法審査

1 本判決の判断枠組み

判旨1は、上記の効果裁量に関する判断枠組みを示していない。しかし、判旨4では、本件発射行為に対して本件処分が「重きに失する」ことをもって「社会観念上著しく妥当を欠く」と判断し、行政庁の裁量権の逸脱・濫用を認めた。すなわち、本判決は、既存の判例に沿って、効果裁量の審査につき社会観念審査を採用し、社会観念上の妥当性を測るツールとして比例原則を選択している。

2 処分基準の存在

本判決は触れていないが、銃刀法11条1項の取消処分や同法10条の9の指示処分の選択については、処分基準に相当する通達（平成29年3月16日道本保第4069号）がある。これによれば、違反行為が比較的軽微であり、反復性・営利性・計画性がなく、その再発防止が期待できる等の条件を満たす場合は、指示処分を検討し、また、違反に伴う実害の発生、同種違反の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点が認められる場合には、取消処分を検討するものとされる¹²⁾。以上は、④根拠法令である銃刀法の立法趣旨に沿って挙げられた正統な考慮要素と評価できる。

他方で、判旨2が示すように、⑥本件発射行為は、Xが鳥獣被害対策実施隊員（公務員）として、周辺住民らの生命・身体等を保護するために行ったものであるが、その結果として、Xは「個人として」受けている許可を取り消されるという不利益を被っている。しかし、このような事情は、上記通達では考慮事項となっておらず¹³⁾、本件処分でも考慮されていない。最高裁は、上記通達の存在を認識していた筈であるが（∵原審判決中で引用）、判旨2が⑥を考慮事項に位置付けていることに鑑みれば、はじめから通達に合理性がない

と判断して、これに言及しなかったのだろう。

3 関係法令の趣旨目的の考慮

そもそも本件処分の際に⑥を考慮することは可能か。そのような考慮を求める規定はたしかに存在しない。しかし、判旨2は、本件処分の根拠法規が目的とする①と特措法の目的に関連する⑥を確認したうえで、①の観点からは取消処分が相当であるとしても、「特措法の趣旨に沿わない事態を招くおそれ」がある場合には、⑥を考慮することができるという。本件処分においては、①と⑥が緊張関係に立つことから、両者の権衡を求める趣旨と解される（林裁判官補足意見も参照）。

判旨3では、⑥に関する考慮要素として、④本件発射行為に至った経緯とその公共性¹⁴⁾、⑤本件発射行為当時のXの置かれた状況、⑥本件発射行為の結果、Xが「個人として」受けている許可を取り消される不利益（それは狩猟を生業とする者にはいっそう重い）が挙げられ、また、④⑤⑥を考慮せず本件処分をすれば、⑦隊員の職務遂行に萎縮的な影響を及ぼしかねないことが挙げられている。昨今、隊員の減少・高齢化に直面し、隊員人材確保やその負担軽減に関する特措法の改正が行われてきたことに鑑みると、④という結果は、このような動きにも逆行することになる¹⁵⁾。本件が社会的な注目を集めたのも、まさに以上のような懸念によるところが大きい。

以上を踏まえて、判旨3では、比例原則による審査を採用し、①本件処分によって確保される利益と、②上記のXの個人的利益および本件発射行為により実現しようとする利益を比較衡量した結果、本件処分は①と②の均衡を欠いたものであり、社会観念上著しく妥当を欠くものと判断された（林裁判官補足意見参照）。なお、判旨2の文言に照らせば、⑥は常に考慮要素となるわけではないし、本来①銃刀法の正統な目的を差し置いて重視されるものでもないと考えられる。しかし、各裁判官の個別意見を併せて読めば、本判決は、本件の抱える社会的意義を重く受け止め、実際には⑥を相当程度重視しているように思われる。

四 おわりに

令和7年鳥獣保護管理法改正により、緊急銃猟（同法34条の2以下）時における同法38条の特則が規定され（同法34条の2第5項）、本件のような事例への適用が想定される。そうすると、本判

決の先例的な価値は小さいかもしれない。しかし、本判決は、裁量処分に係る判断に際し、根拠法令と目的を異にする関係法令の趣旨目的をも考慮に入れて判断した判決として、行政裁量論に一定の示唆を与えうるものと評価できよう。

●—注

- 1) 日本経済新聞「北海道猟友会、ヒグマ駆除の要請拒否容認」2024年11月25日（<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC259X60V21C24A1000000/>）（2026年5月12日最終閲覧）。
- 2) 同法改正案の審議過程では、しばしば本件への言及がある。例えば、第217回国会衆議院環境委員会会議録第4号では、深澤陽一委員（発言番号004）は、本件を同法改正のきっかけの1つと位置付ける。
- 3) 神山智美「第一審判批」富大経済論集68巻1号（2022年）124頁。
- 4) 辻義之（監修）・大塚尚（著）『注釈銃砲刀剣類所持等取締法〔第3版〕』（立花書房、2022年）428頁。
- 5) ④で列挙された要素は、制裁的性格の処分に係る効果裁量の根拠としてある程度共通するといえる。例えば、公務員の懲戒処分につき、最判昭52・12・20民集31巻7号1101頁、医業停止処分につき、最判昭63・7・1判タ723号201頁等を参照。
- 6) なお、銃刀法に関する「専門技術」性につき、サーベル登録拒否事件（最判平2・2・1民集44巻2号369頁）が想起されるが、ここでは「文化財的価値」の判断が問題となるのであり（なお、同事件では、「美術品として価値のある刀剣類」の基準の設定に関する裁量が問題となった）、本件処分とは問われる専門性が異なる。
- 7) 水戸地判平23・7・29判自363号77頁。長野地判平26・5・15判自400号101頁も参照。
- 8) 東京高判平26・10・22判自400号99頁。前掲水戸地判も参照。
- 9) 平祐介「第一審判批」法セ806号（2022年）119頁。
- 10) 穴戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開〔第2版〕』（日本評論社、2014年）24頁、平・前掲注9）。
- 11) 東京高判昭51・1・26判時828号33頁。室井力（編）『新現代行政法入門(2)』（法律文化社、2004年）103頁〔白藤博行〕も参照。
- 12) 大塚・前掲注4）429頁によれば、違反行為に係る過失、本人の反省、指示遵守の期待といった要素も勘案される。
- 13) 平・前掲注9）は、同通達に定める考慮要素が著しく不足しており、合理性が低いという。他方で、桑原勇進「原審判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）36号（2025年）278頁は、通達の文理解釈から公益性の考慮の余地を示唆する。
- 14) 平・前掲注9）によれば、④の考慮を求めるのは、信頼保護の現れと理解する余地もある。
- 15) 桑原勇進「第一審判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）31号（2022年）320頁。